

町長交際費支出基準

町長交際費は、町政の円滑な執行を図るため、町長が町を代表して交際を行うときに必要な支出であって、その基準は次の各項に定めるものとし、社会通念上、相当と認められる範囲内の必要最小限の額とする。ただし、宗教、政党その他の政治団体に対するものについては、支出しない。

- 1 祝金 5,000円又は町長が必要と認める額
各種団体等の総会、式典及び行事等に対する祝金
- 2 見舞金 10,000円又は町長が必要と認める額
町にとって特に関係の深いものが負傷又は疾病により入院治療又は重傷病となったときに見舞いを行う場合
- 3 会費等 会議等の主催者が定めた額
構成員となっている団体等の会議、会合等に参加するとき又は町政運営上必要と判断される会議等に出席するときに必要な会費等
- 4 激励金 10,000円又は町長が必要と認める額
伊根町の住民で、全国大会又はそれに準ずると認められる大会等に出場する個人又は団体若しくは公益性の高い支援活動等を行う個人又は団体を激励する場合
- 5 贈答 社会通念上、相当と認められる範囲内で現に必要な額
町政運営上必要な相手への土産等
- 6 弔慰金等 10,000円又は町長が必要と認める額
別表に掲げる自治功労者等が死亡した場合において、町が弔意を表す場合
- 7 その他 社会通念上、相当と認められる範囲の額
上記に定めるもののほか、町政を円滑に推進するために必要な場合

附 則

この基準は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年6月10日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年8月8日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年10月6日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年12月18日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年9月28日から施行する。

別表

区 分		現 職	前 元 職
自治功労者	本人	香典、供花、弔辞	
町長	本人	香典、供花、弔辞	香典、供花、弔辞
	配偶者	香典、供花	—
副町長及び教育長	本人	香典、供花、弔辞	香典、供花
	配偶者	香典、供花	—
議会議員	本人	香典、供花	—
	配偶者	香典、供花	—
農業委員会委員、監査委員、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、固定資産評価員	本人	香典	—
	配偶者	香典	—
消防団 団長	本人	香典、供花	—
	配偶者	香典	—
消防団 副団長及び正副分団長	本人	香典	—
	配偶者	香典	—
消防団 部長、班長及び団員	本人	香典	—
一般職の職員	本人	香典、供花	—
	配偶者	香典、供花	—
区長、民生委員・児童委員、行政相談委員、人権擁護委員	本人	香典	—
上記に掲げる者のほか、町が弔意を表する必要があると町長が認めたもの。			

備考

ア 供花については、生花1対とし、事情により供花料とすることができる。

イ 民生委員・児童委員等国からの委嘱による委員で、その選任に際し、町長推薦等が行われるものは対象とする。

ウ 任期の定めのある職員及び地方公務員法以外の法令例規に基づく任用が行われている一般職の職員については、本表によらず別途定める。